

第 132 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：令和 8 年 6 月 22 日（月） 13:00～18:20

2. 開催場所：日本電気協会 BC 会議室＋Web

3. 出席者：（敬称略・順不同）

【委員長】 大崎（物質・材料研究機構）

【委 員】 金子（東京大学）

本山（電力中央研究所）

國生（中央大学）

望月（大阪大学）

吉川（京都大学）

小溝（大阪大学）

今井（神奈川県消費者の会連絡会）

香月（送配電網協議会）

伏見（東京電力ホールディングス）

川北（中部電力パワーグリッド）

松浦（関西電力送配電）

鈴木（電源開発）

山口（日本電機工業会）

郡司（佐藤委員代理：日本電線工業会）

阿部（日本配線システム工業会）、

白井（電気保安協会全国連絡会）

芳賀（全国電気管理技術者協会連合会）

山口（太田委員代理：日本電設工業協会）

松橋（全日本電気工事業工業組合連合会）

清水（日本電力ケーブル接続技術協会）

中村（日本機械学会）

橘（日本電気協会）

小暮（電気設備学会）

片山（日本ガス協会）、

増川（火力原子力発電技術協会）

爾見（発電設備技術検査協会）

稲本（日本溶接協会）

小井澤（電力土木技術協会）

角谷（日本風力発電協会）

小出（太陽光発電協会）

矢代（日本内燃力発電設備協会）

- 赤澤（日本電気計器検定所）
安部（電気工事技術講習センター）
- 【委任状提出】 横倉（武蔵大学）、大河内（主婦連合会）、本吉（電気学会）、
大岡（日本非破壊検査協会）、木村（大口自家発電施設者懇話会）
- 【顧問】 日高（東京電機大学）
横山（東京大学）
- 【オブザーバー】 小見山、青山（経済産業省電力安全課）
- 【傍聴者】 加藤（東京電力ホールディングス）
- 【説明者】 配電専門部会：原田（中部電力パワーグリッド）、野田（日本電気協会）
余寿命診断専門部会：駒崎（鹿児島大学）、屋口（電力中央研究所）、富永、重富、深堀（三菱重工業）
火力専門部会：尾山、菌部（JERA）、櫻井（日本電気協会）
発電用設備規格委員会：飯田（JERA）、西田（三菱重工業）
- 【事務局】 原山、小林(幸)、永野、西島（日本電気協会）

4. 配付資料：

- 資料 No.1-1 日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和8年6月22日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 第131回日本電気技術規格委員会 議事要録
- 資料 No.2 日本電気技術規格委員会 令和7年度 事業報告（案）
- 資料 No.3-1 日本電気技術規格委員会 令和7年度 決算（案）
- 資料 No.3-2 日本電気技術規格委員会 令和8年度 予算（案）
- 資料 No.4-1 電技解釈第17条の改正およびそれに伴う電技解釈第226条、第227条の改正（案）ならびに「系統連系規程 JEAC9701-2024（JESC E0019（2024））」の改定について（パブリックコメント対応）（系統連系専門部会）
- 資料 No.4-2 電技解釈第17条の改正（案）およびそれに伴う電技解釈第226条、第227条の改正（案）ならびに「系統連系規程」（JESC E0019）の改定についての外部公告に関するコメント及び回答等について
- 資料 No.4-3 国への要請文案（系統連系専門部会）
- 資料 No.4-4 民間規格評価機関の要件との適合性確認（案）（系統連系専門部会）
- 資料 No.5-1 「低圧引込線と他物との離隔距離の特例（JESC E2005(2005)）」の改定（案）、電気設備の技術基準の解釈第116条の改正（案）及び「配電規程（低圧及び高圧）（JEAC7011-2023（JESC E0004(2022)））」の改定（案）の審議・承認のお願いについて（配電専門部会）
- 資料 No.5-2 「低圧引込線と他物との離隔距離の特例（JESC E2005(202X)）」に関する技術評価書（案）

- 資料 No.5-3 国への要請文案ならびに電気設備の技術基準の解釈の改正案および民間規格のリスト化案 (JESC E2005)
- 資料 No.6-1 「JESC 規格の定期確認について (案)」の審議・承認のお願いについて
『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法 (JESC E2020(2016))』、「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離 (JESC E2021(2016))」及び「直接埋設式 (砂巻き) による低圧地中電線の施設 (JESC E6007(2021))」の定期確認 (配電専門部会)
- 資料 No.6-2 『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法 (JESC E2020(202X))』に関する技術評価書 (案)
- 資料 No.6-3 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離 (JESC E2021(2016))」の定期確認に関する技術評価書 (案)
- 資料 No.6-4 「直接埋設式 (砂巻き) による低圧地中電線の施設 (JESC E6007(202X))」に関する技術評価書 (案)
- 資料 No.6-5 国への報告案 (JESC E2020、JESC E2021)
- 資料 No.6-6 国への要請文案ならびに電気設備の技術基準の解釈の改正案および民間規格のリスト化案 (JESC E6007)
- 資料 No.7-1 定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審議基準例及び申請方法等についての改正要請に関する審議、承認のお願い (余寿命診断専門部会)
- 資料 No.7-2 国への要請文案 (余寿命診断専門部会)
- 資料 No.7-3 民間規格評価機関の要件との適合性確認 (案) (余寿命診断専門部会)
- 資料 No.8 「発電用ボイラー規程 (JESC T0002(2021))」改定 (案) の審議、承認のお願い (火力専門部会)
- 資料 No.9-1 「非常調速装置の使用前自主検査方法について」の審議、承認および国の基準の改正要請のお願い (火力専門部会)
- 資料 No.9-2 国への要請文案 (火力専門部会)
- 資料 No.9-3 民間規格評価機関の要件との適合性確認 (案) (火力専門部会)
- 資料 No.10 外部への公告案について
- 資料 No.11-1 「発電用火力設備規格基本規定 (JESC T/W0005(2012))」改定案に関する火技省令への適合性審議依頼の取り下げについて (発電用設備規格委員会)
- 資料 No.11-2 「発電用火力設備規格基本規定 (JESC T/W0005(2012))」改定案 図表欠落の原因及び再発防止対策について (発電用設備規格委員会)
- 資料 No.12-1 前回 (第 131 回) JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果
- 資料 No.12-2 電技解釈第 17 条の改正 (案) およびそれに伴う電技解釈第 226 条、第 227 条の改正 (案) ならびに「系統連系規程」(JESC E0019) の改定についての外部公告に関するコメント及び回答等について
- 資料 No.13-1 国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧

資料 No.13-2 国への要請案件の取り下げについて（JESC E2005、JESC E2015、電気設備の技術基準の解釈第 88 条及び同第 152 条の改正要請）（配電専門部会）
資料 No.13-3 国への要請取り下げ文案（JESC E2005）
資料 No.13-4 国への要請取り下げ文案（JESC E2015）
資料 No.13-5 国への要請取り下げ文案（電技解釈第 152 条の改正要請）
資料 No.13-6 国への要請取り下げ文案（電技解釈第 88 条の改正要請）
資料 No.13-7 国への要請案件の一部取り下げについて（JESC E2006）
資料 No.13-8 国への要請の一部取り下げ文案（JESC E2006）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が、委任状と代理出席者を含め 39 名であることが報告された。これにより、規約で定める定足数 26 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから委員会の成立が確認された。

5-2. 委員名簿の確認

事務局より、資料No.1-1 に基づき、委員名簿について説明が行われ、確認した。

5-3. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 電力安全課より小見山係長、青山様の参加について報告があった。

5-4. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料の内容について説明後、委員会で本日の議題が資料 No.1-2 の競争法に関わるコンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)に該当しないことが確認された。

5-5. 第 130 回委員会議事要録案（報告）

事務局より、資料No.1-3 に基づき、前回第 131 回委員会議事要録について、報告があった。

5-6. 令和 7 年度 事業報告(案)について （審議）

事務局より、資料No.2 に基づき、令和 7 年度 事業報告(案)の説明が行われた。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A）

Q1：P3～P5、6. (1) 問い合わせ件数及び分類において、複数の専門部会が共同で発行している規格は、問い合わせ件数が 3 件、回答者毎の件数が 6 件であるとの説明であった。一方で、これに関連する図では、図 1-2（分類毎）では合計件数は 94 件、図 2-2（回答者毎）では合計件数は 99 件となっている。この数字の違いについて説明をお願いしたい。

A1：複数の専門部会が共同で発行している規格とは、具体的には発電専門部会と送電専門部会が共同で発行した規格である。この規格に関する問い合わせが 3 件あったため、回答者毎では発電専門部会 3 件、送電専門部会 3 件となり、合計で 6 件となる。これが問い合わせ件数と回答者毎の件数の差異となる。

Q2：本文に記載の問い合わせ件数の差が 3 件となるのは理解できる。一方で、これに関連する図では、図 1-2（分類毎）の合計件数は 94 件、図 2-2（回答者毎）の合計件数は 99 件と差が 5 件となっている。図 1-2 と図 2-2 の件数の差は、本文と同じ 3 件になるのではないか。

A2：ご質問の図 1-2 と図 2-2 を含め、6. (1) 問い合わせ件数及び分類に記載の全項目について各件数を確認した。その結果、「複数の専門部会が共同で発行している規格は、問い合わせ件数が 3 件、回答者毎の件数が 6 件」は誤りで、「問い合わせ件数が 5 件、回答者毎の件数が 10 件」が正しい内容となる。これより、問い合わせ件数の差は 5 件となる。誤りの原因は、集計途中の数字を転記したことによる。一方、図 1-2（分類毎）及び図 2-2（回答者毎）には誤りがなかった。
修正後の資料を委員会後に配布する。

5-7. 令和 7 年度決算(案)及び令和 8 年度予算(案)について (審議)

事務局より、資料No.3-1 及びNo.3-2 に基づき、令和 7 年度決算(案)及び令和 8 年度予算(案)について説明が行われた。

審議の結果、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

5-8. パブリックコメント対応に伴う、電技解釈第 17 条の改正(案)およびそれに伴う電技解釈第 226 条、第 227 条の改正(案)ならびに「系統連系規程」の改定について (系統連系専門部会) (審議)

系統連系専門部会より、資料No.4-1 に基づき、パブリックコメント対応に伴う、電技解釈第 17 条の改正(案)及びそれに伴う電技解釈第 226 条、第 227 条の改正(案)ならびに JEAC9701-2024(JESC E0019(2024))「系統連系規程」の改定について説明が行われた。

また、国へ要請を行うため、事務局より国への要請文案（資料No.4-3）及び要請書に添付する適合性確認（案）（資料No.4-4）について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

(質問：Q、回答：A)

Q1：資料No.4-1、P3、パブリックコメントの指摘に対する回答には感謝している。ただ、前回の委員会資料では、電技解釈第 226 条第 2 項の改正案に「地絡事故又は高低圧混触事故発生地点から」という表現があり、連系している側の電力系統について地絡事故の際の対応もカバーしていた。今回の改正案は、前回の改正案から「地絡事故又は」を削除しているため、地絡事故の際にどうなるかという疑問が出てくる。どのような解釈をすれば良いのか。

A1：地絡事故に関しては、電技解釈第 227 条において、低圧連系時の系統連系用保護装置に関して規定されており、系統の地絡事故の時に短絡保護リレーや単独運転検知装置で検出するという内容が記載されている。但し、具体的なリレーについては明記されていない。

Q2：電技解釈第 227 条は、現在の規定内容で良いと思う。それでは、リレーはどうするのかというと、系統のそれぞれのリレーの設定に合わせ、適切に設定するといった表現になるのか。

A2：電技解釈上では、その通りとなる。また、リレーに関しては、日本電気協会が発刊している系統連系規程において、具体的に記載している。

Q3：今回の電技解釈第 227 条の改正案は「地絡事故又は」が削除されてはいるものの、他の条文の表現等を見ていくことで、リレー設定等に気付けるような表現になっているか。

電技解釈に記載されていて、系統連系規程や関連する色々なものを参照すれば、適切なシステムの設計、もしくは設定ができると思う。例えば、系統連系規程等を見た場合、規程内に参照箇所等についての文章があり、初めて読む方でも規定が書かれている場所にたどり着けるかどうかについて、専門部会で確認しているのか。

A3：系統連系に関して言えば、電技解釈はもちろんのこと、その他にも資源エネルギー庁の電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインや、一般送配電事業者との約款に基づく連系といったものがある。これらにおいては、「系統連系規程を参照する」、「協議の際にそれを使う」といった記載があるため、電技解釈から直接たどり着けなくても、ガイドラインや約款から確認できる。また、電技解釈の本文ではないものの、電技解釈第 220 条の解説には、系統連系の内容については系統連系規程を参考にされたいという記載もあるため、ここからもたどり着けるのではないかと考えている。

**5-9. 「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」の改定について（配電専門部会）
（審議）**

5-10. 電技解釈第 116 条の改正要請について（配電専門部会）（審議）

5-11. 「配電規程（低圧及び高圧）」の改定について（配電専門部会）（審議）

配電専門部会より、資料No.5-1に基づき、JESC E2005(2005)「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」の改定、規格改定に伴う電技解釈の改正要請及び規格改定に伴うJESC E0004(2022)配電規程の改定について説明があった。

また、既に電技解釈に引用されている JESC E2005 について、第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）に基づき国へ要請するため、事務局より、技術評価書（案）（資料No.5-2）及び国への要請文案・電技解釈改正案・民間規格のリスト化案（資料No.5-3）について説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、出席委員の全員賛成により本件は承認されたため、30 日間の外部公告を経て、民間規格等プロセス評価委員会で審議されることとなった。

以下に主な内容を示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

Q1：資料No.5-1、P11（スライド7）、下から2行目やJESC E2005 表1の離隔距離の区分において、「接触しない」という定義を定めた。専門部会の検討より、接触しないことの説明が基本的にできていると理解した。その上で、接触しないのをどのように確かめるのかということである。例えば、空間があれば接触しないと判断できるし、当該箇所に絶縁材料を挿入することにより空間は密着しているものの、一定の接触をしていないという定義にもなる。そうしたことについて、何らかの説明や補足が必要なのではないかという意味で、確認を含めた質問である。

また、P14（スライド13）には、「交通のはげしくない道路」という言葉が定義されている。激しいことと激しくないことの区分はどこかに記載しているのか確認したい。

さらに、専門部会の説明では、2人等であっても作業ができると、作業上の留意点が必要なことを補足していたが、これについて決めて、規格のどこかに記載した方が良いのではないかと考える。

A1：1点目の離隔距離の「接触しない」に関しては、本規格だけでなく電技解釈等でも同じ用語が用いられているため、本規格で新たに定義することは考えていない。

また、「交通のはげしくない道路」は、電技解釈の解説に説明がある。電技解釈の解説に記載している内容が、「交通のはげしくない道路」の考え方になるため、本規格での定義は考えていない。

Q2：そうすると、電技解釈や同解説等で「接触しない」を新たに規定するのか。

A2：現時点では、専門部会として新たに定義を規定する動きはない。

Q3：先ほど質問したが、空間がある以外にも絶縁物を当該箇所に挿入して絶縁的な離隔が確保できているのも、「接触しない」の1つの定義としているのか。

A3：空間的に距離があるものは「接触しない」に該当する。また、防護管等を設置した場合、防護管と弱電流電線等が接触している時は、基本的に「接触する」に該当すると考えている。

Q4：防護管と弱電流電線等が接触している時は、「接触する」の定義になると考えて良いのか。

A4：他の条文等を読み込むと、回路を閉じた等があれば接触しても良いというような記載もあるところから、そのような考え方もあると思う。

Q5：結論から言うと、防護管のような絶縁物による状態を接触とし、明らかに空間がある状態を接触していないとする、こういう定義に基づき、本規定を整理すると考えて良いか。

A5-1：今回の定義において接触しないは、風等による揺動がないということから、ポリカーボネイト防護管がある場合も物理的に接触しない。このように施設することが重要であり、引いては電技の省令を生み出すものと考えている。

A5-2：先程の回答について、補足や訂正を行いたい。架空引込線の条文ではないが、低圧配線と弱電流配電線または管の設置または保護に関する条文として電技解釈第167条がある。ここでは、「接触しないようにすること」との記載がある。またこの解説では、「弱電流電線に保護層があれば直接接触したことはない」とあるため、防護管があれば直接接触したことはないと考えられる。

ただ、今回の審議案件においては、低圧架空引込線と弱電流電線は取付点付近の箇所であるため、施主が工事や整備等を行うケースはあまり多くないと考える。

Q6：今の補足説明については、その通りであるとする。いわゆる、耐摩耗電線又は耐摩耗ポリカーボネイト防護管の様な、物理的な接触を軽減もしくは緩和させるための目的で、絶縁系統に追加されているのであれば接触していても可となっている。送配電会社は、実際にその通りの運用を行っている。

質問にあった、物理的接触と電氣的・静電誘導的なものとを区別すると、静電誘導的に関する考え方は電技解釈に一切含まれておらず、単純に物理的なもののみを意識して、耐摩耗部分、耐摩耗的なものが備わっていれば接触しても構わないことが規定されていると理解している。

質問は、絶縁物等により電磁誘導や静電誘導の何らかの軽減措置が取られているのであれば、接触しても大丈夫ではないかとの旨と理解した。この回答としては、結果的に変わらないと考えるものの、厳密な意味合いとしては、物理的な接触、摩耗という観点で措置しているものであれば、接触しても構わないという規定だと理解している。この解釈で合っているのか、念のため確認したい。

A6：電氣的な通信障害等に関し、接触した状態が問題ないということの意味しているのではない。ただ、過去の経緯等でも低圧配線と弱電流配電線の離隔が2mm、長さが100mの場合で、通信障害に問題がないのであれば、電氣的にもポリカーボネイト防護管が施設されて、その後も離隔が保たれていれば、結論として電氣的に問

題がないとの結論となる。言い換えれば、接触している所に防護管を施設していれば、接触しないに該当すると考えられる。

Q7：電線用手袋等の活用について示唆していたが、何らかの形で示す場があるのか。

A7：その通り。今回の改正案において、「弱電流電線等の関係者の承諾を得た場合は」との記載がある。そのため、問題がないか等について記載を行い、一般送配電事業者と弱電流電線事業者間で調整をするものと考えている。

C1：委員会においては、とても慎重に対処すべき基本ができる訳である。しかし、現場で実際に普段作業される方にとっての扱いをどのように示したら良いかどうかについて、一般送配電事業者と弱電流電線事業者間で何か設けられるかどうかの検討も、改めて行って欲しい。

Q8：資料No.5-1、P13（スライド10）、今回の改定について、趣旨も分かり理解できた。しかし、1点気になることがある。

改定前の JESC E2005(2005)が長期間電技解釈に反映されてない理由として、弱電流電線を扱う通信事業者側の方の規則である有線電気通信設備令施行規則と電技解釈との整合性が取れないために、経済産業省でなかなか承認できなかったとの記載がある。

電技解釈に反映されていない状態で、今回規格を改正することについて、東大やNTTと共同実験を行い、改正の方向性について大手の通信事業者とほぼ合意ができたというのが説明で分かった。しかし、電技解釈に反映されていない理由である、有線電気通信設備令施行規則 第10条を改正してもらう必要があるのではないかと。すなわち、JESC E2005(2005)が電技解釈に反映されていない状態で、改定後の規格を反映してもらうというのは、せっかく提案をしても認められないのではないかと考える。通信事業者と電気事業者の間ではほぼ合意ができているとの説明だが、この規則は総務省で決めているため、経済産業省と総務省の話し合いが必要になると考えるが、何か見通しはあるか。懸念に思っているため、状況が分かれば教えて欲しい。

A8：質問のとおり、総務省の承認を得ることが重要と考えている。そのため、本件はこの場での説明となっているが、提案者に関しては事前に説明を行っている。また、総務省との背景についても理解を頂いている。ここまでは電力側の内容である。さらに、有線通信則の改正に関して、配電専門部会、NTT 東日本、NTT 西日本及び日本ケーブルテレビ連盟で総務省を訪問し、有線通信則の改正案について説明を行っており、今回と同様の改正案についての方向性について、おおよそ合意を得ている。

先日提案者と打ち合わせの際、過去からの経緯だけでなく、改正時期というタイミング等も重要になってくるため、これらを念頭に置いて進めて行かなければならないところがあり、提案者の経営層、経済産業省、NTT 及び総務省の四者で打ち合わせることが必要であるとの意見を頂いた。現時点では、打ち合わせが実現できて

いないものの、打ち合わせに向けての動きもあるため、過去とは大きく状況が変わり見通しが出てきた。そのため、今回審議案件に上げている。

C2：資料No.5-2、P1、今回は規格の改定であるため、資料では規格の年度を

「(202X)」と仮に設定した。今回承認された場合は、「(2026)」に書き換え、委員会後に修正版を配付する。

Q9：資料No.5-2、P4、表1の関連する省令基準欄の電技第25条第1項は、架空電線等の高さについての規定となっており、「交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設しなければならない。」と規定されている。一方で、電技解釈の関連部分では「車両の往来がまれであるもの」との記載があるが、交通量と交通に支障を及ぼすおそれがない高さには関連があるのか。交通が激しくなくても、高さのある車が走れば支障が生じると思われるため、関係性が分かったら教えて欲しい。

A9：電技解釈第68条の解説において、車両の往来がまれであるものについての解説がある。解説では、『「車両の往来がまれであるもの」とは、あいまいな表現ではあるが、耕うん機、荷馬車程度が通過する農道など、交通のはげしくない道路を指す。』となっている。非常に高さのあるトラック等が走った場合は、架空電線等と接触するとは思いますが、耕うん機や荷馬車程度の比較的高さのないものが通る道路などを交通の激しくない道路としているため、このような車両の往来がまれであるものにおいても、電技を満たすものではないと考える。

Q10：そうすると、交通の激しくない道路とは、単に交通量が少ないというだけではなく、高さのある車が走る可能性が低いという意味も含まれるのか。

A10：電技解釈の解説を読む限りでは、やはり耕うん機、荷馬車程度が通過する農道などであり、大きい道路ではなく狭い道路を指していると思われる。

C3：ガスの埋設管を敷設する場合の基準を議論する際には、交通が激しく傷みやすい車道の下に埋設する場合は、他の部分と異なる深さを規定している規格があることから、参考までに確認した。

Q11：資料No.5-3、P2、電技解釈第116条の現行欄では、引用規格として日本電気技術規格委員会規格 JESC E2005(2002)が記載されている。JESC E2005は、2002年版が2005年に改定されて JESC E2005(2005)となり、委員会の承認後に国へ電技解釈への引用要請を提出したが、電技解釈に取り入れられていないため現在も JESC E2005(2002)のままとなっている。今回はリスト化の要請であるため、改正案欄には規格番号と年号が記載されない形となる。現時点で電技解釈に取り入れられていない JESC E2005(2002)を JESC E2005(2005)に変更する要請は一旦保留とし、新たに引用規格の JESC E2005(2002)を JESC E2005(2026)に変更する要請を行うと解釈して良いのか。

また、P3の116-2表は、現行欄と改正案欄が同じ内容となっているが、問題はないか。

A11：その通り。今回のリスト化の要請は、引用規格の JESC E2005(2002)を JESC E2005(2026)に変更するものと解釈して良い。

また、116-2 表は、今回リスト化の要請を行う電技解釈第 116 条第 1 項第八号イの規定の一部であるため資料に記載したが、116-2 表には変更がない。1 ページに収まらなかったため、見た目が分かりにくかったかも知れない。

Q12：資料No.5-3、P3、「(2) 電気設備の技術基準の解釈に民間規格のリスト化を要請する JESC 規格」に記載の規格名は、今回の規格名に合わせて「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」となるのではないかな。

A12：規格名が変わったため、「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」に修正する。なお、規格名が記載されている他の箇所についても、併せて修正する。

Q13：資料No.5-3、P3、116-2 表は変更しないとのことだが、規格名の記載を変更するのであれば、116-2 表の「低圧引込線の電線の種類」も「低圧架空引込線の電線の種類」に変更した方が良いのではないかな。

A13：電技解釈第 116 条第 1 項では、低圧架空引込線と記載されているが、電技解釈第 116 条第 2 項では引込線と記載されている。電技解釈 116 条第 2 項は、規格と直接関係する部分ではなかったため配電専門部会で用語の確認は行っていなかったが、116-2 表は電技解釈第 116 条第 1 項の一部であるため、「低圧架空引込線の電線の種類」に変更して用語を整合させた形で、国への要請書とした方が良いと考える。

Q14：有線通信側では、架空電線と記載している。一方、電力側では、架空送電線や弱電線となっている。これらには関係性があるため、用語の使い分けをきちんと行った方が良いのではないかな。

A14：有線通信側は、架空電線から見た電力側の弱電流を指している。また、強電流が流れる線は電力側の線を指すため、総務省への資料に記載する際は、総務省の用語に合わせたいと考えている。

5-12.『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』の定期確認について（配電専門部会）（審議）

5-13.「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の定期確認について（配電専門部会）（審議）

5-14.「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」の定期確認について（配電専門部会）（審議）

配電専門部会より、資料No.6-1 に基づき、JESC E2020(2016)『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』の改定、JESC E2021(2016)「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の定期確認及び JESC E6007(2021)「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」の改定について説明があった。

また、JESC E2020 及び JESC E2021 は、「民間規格等のリスト化」によって既に国の基準に取り入れられているため、事務局より技術評価書（案）（資料No.6-2～6-3）及び国への報告案（資料No.6-4）について説明があった。

その後、既に電技解釈に引用されている JESC E6007 については、「民間規格のリスト化」に基づき国へ要請するため、事務局より技術評価書（案）（資料No.6-4）及び国への要請文案・電技解釈改正案・民間規格のリスト化案（資料No.6-6）について説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、出席委員の全員賛成により本件は承認されたため、規格の改定があった JESC E2020 及び JESC E6007 については、30 日間の外部公告を経て、民間規格等プロセス評価委員会で審議されることとなった。

以下に主な内容を示す。

（コメント：C）

C1：資料No.6-2 P1 及び資料No.6-4 P1、今回は規格の改定であるため、資料では規格の年度を「(202X)」と仮に設定した。今回承認された場合は、「(2026)」に書き換え、委員会後に修正版を配付する。

C2：資料No.6-5、P1、今回は規格の改定であるため、資料では規格の年度を「(202X)」と仮に設定した。今回承認された場合は、「(2026)」に書き換え、委員会後に修正版を配付する。また、P3 の(2) JESC のホームページに掲載するリストにも同様の記載があるため、併せて書き換える。

C3：資料No.6-6、P1、今回は規格の改定であるため、資料では規格の年度を「(202X)」と仮に設定した。今回承認された場合は、「(2026)」に書き換え、委員会後に修正版を配付する。また、P3 の(2) 電気設備の技術基準の解釈に民間規格のリスト化を要請する JESC 規格、及び P4 の(2) JESC のホームページに掲載するリスト案にも同様の記載があるため、併せて書き換える。

5-15. 定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審議基準例及び申請方法等についての改正要請について（余寿命診断専門部会）（審議）

余寿命診断専門部会より、資料No.7-1 に基づき、定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審議基準例及び申請方法等についての改正要請について説明があった。

また、国へ要請を行うため、事務局より国への要請文案（資料No.7-2）及び要請書に添付する適合性確認（案）（資料No.7-3）について説明があった。

審議の結果、下記のコメントを反映することを条件に、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A、コメント：C）

Q1：資料No.7-1、P11、破壊試験法への手法追加を提案している。追加の手法とは、サンプルを 1 本以上採取し、試験データの評価線に使用材の長時間破断曲線をスライドしていくものである。サンプルを 1 本採取した場合は、必ず試験データの評価

線上に乗るが、基準は1本以上となっているため、サンプルを2本採取した場合は、いずれかのサンプルが試験データの評価線上に乗らない場合が考えられる。試験データの評価線上に乗らなかった場合は、余寿命が短い方を採用する等の決まりになっているのか。サンプルを1本以上採取するというのは、2本採取しても良いということの意味なのか。

A1：サンプルを複数採取した場合は、基本的に平均を取っている。その理由は、評価線はあくまで試験データに関するものであり、実際には評価された時間の半分の値を管理上の余寿命として扱うというのが現行のルールとなっている。そのため、評価としては平均値を使用している。

Q2：余寿命診断専門部会は、日本材料学会という学術団体に属していることから、念のため確認したい。今回提案を行っている、破壊試験法への手法追加、組織対比法（溶接部）への手法追加は、それぞれが論文、すなわちピアレビューを受けた原著論文として出ているのか。

A2-1：破壊試験法への手法追加は、海外の査読付き学術誌に掲載されている。

A2-2：組織対比法（溶接部）への手法追加についても、既に学術誌に掲載されている。

C1：今回の資料に追加しなくても良いが、今後 JESC に審議を上げる場合は、委員会の中でしっかりと審議をして承認を受けるため、ピアレビューや査読者からもオーソライズされているといった内容を資料に記載していると良いと考える。審議資料に記載できない場合は、しっかりと審議した内容であることの裏付けになるため、国へ提出する資料には必ず記載した方が良いと考える。
余寿命診断専門部会から発信頂ければ、JESC としてもより有意義になると思っている。

Q3：具体的には、おそらく破壊試験法と組織対比法（溶接部）にはかなり相関性があり、ある材料では特異性が全て決まる手法だと思うが、それぞれの手法について、サンプルの抽出箇所による差異がないかどうかを確認したい。

A3：資料No.7-1、P10、表中の「対象部位」が評価対象となる。今回は配管であるため、配管の高熱負荷部あるいは高応力作用部の中で最も厳しい箇所を対象としている。すなわち、設備や配管の中で最も厳しい箇所を対象としているため、安全サイドの評価結果が出ると考えている。

Q4：評価結果は、2つの手法とも同じで、ボリュームについても同じであると考えて良いのか。

A4：その通り。

C2：先程コメントがあった通り、ピアレビューを行っているとのことであったため、その旨を委員会資料に追記してはどうか。追記した方が、より納得性があるため良いと考える。

Q5：実際に実務を行っている、TEM で測定を行わずに済むため、処理が速くなるところは効果が大きいと感じている。デバイス開発を行っている立場からすると、非

常に細かいところまで測定が必要な場合に TEM 分析が必要になる。TEM 測定を省略しても結果が差異なく得られるというのは、この欠陥については新しいことはほとんどなく、別の手法で情報をほぼ把握し尽くしているからこそ、こういった手法ができるという理解で良いか。

A5：その通り。今回の審議内容は、材料研究の段階で初期の方に申請した内容である。それ以降評価を繰り返すにあたり、評価で分かったことにより評価区分を設けており、TEM 測定で評価できる欠陥は寿命の初期に発生するものである。重要なところは、寿命の後期を見るということであるため、TEM 測定を省略しても十分に評価できると判断している。

Q6：この分野は、材料開発や材料分析になっていく分野だと思われる。将来的には、例えば世界中のデータであったり、AI の活用であったりというような観点で考えていくと、そういったものも使いながら評価指標を作っていくというのも一つの考え方だと思うが、規格に反映するのにあたり、何かアプローチするイメージを持っているのか。

特に、あるサンプルデータというか、基準となるデータは、おそらく国内だけでは非常に少ないと思う。同じ環境において、世界中のどこかでデータが取られており、データベースが作られていると思うため、そのデータベースに基づいてある評価をしていくというのは、確度を上げていく手法としての的確であると考ええる。その手法を確立するには、おそらく AI であったり、種々の使い方があったりと思うが、手法を規格に反映していく考え方はないのか。

A6：まず、今回の方法の評価対象についてであるが、高効率火力発電は、日本が世界に先駆けて実用化しており、高効率火力発電の配管に関する不具合事例の発生や配管の取り替えも世界で最も早い段階から経験している。

当所ではこれらの取り替えられた配管材料について試験を行い、データベースを構築してきた。そのため、本件の材料に関するデータについては、現時点では日本が世界で一番充実している。

もちろん欧米や中国においても、高効率火力発電において同様の事象が発生していると想定されるため、データが取得されている可能性がある。そのため、世界のデータを集めて AI 等を活用すれば、より信頼性が増すかと思う。

ただ、現状を考えた場合は、日本のデータベースが一番充実しているため、世界の基準になり得ると考えている。

5-16「発電用ボイラー規程」の改定について（火力専門部会）（審議）

火力専門部会より、資料No.8に基づき、JESC T0002(2021)「発電用ボイラー規程」の改定について説明があった。

なお、本件の審議にあたり、矢代委員は、火力専門部会の委員として参加しているため（資料No.8、5 ページ）、本件の議決には参加できない旨、事務局より併せて説明があった。

審議の結果、矢代委員を除く出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

Q1：P9、「・水用安全弁の容量計算式の参照規格検討」において、JIS B 2810-2017 を採用するかどうかの理由として、「議論の結果、火技解釈と齟齬を生じさせることから採用しない」となっている。そういう理屈もあるかとは思いますが、安全面に関する種々の計算式は、最新の情報を使用した方が良いのではないかと考える。単に、火技解釈と齟齬が生じるからというのは、あまりに杓子定規ではないかと感じる。もし、JIS B 2810-2017の方が現行の火技解釈よりも安全になる式となっているのであれば、火技解釈を変える動きにした方が良い。今回の規格改定では採用しなくても良いかも知れないが、火技解釈を変える動きはあるのか。

A1：水安全弁の規格である JIS B 8210 は、ご指摘通りに最新の規格の方が安全に関して維持又は向上していると考えられることから、最新の JIS を先行して規格に取り入れるかどうか、先進的な取り組みが可能かどうかも含め、発電用ボイラー規程改定作業会で検討を行った。本来であれば、先進的な取り組みも大切であると考えますが、火技解釈との整合性がなくなると不都合があると判断したため、今回は先行的に導入することを断念した。ただ、規格の中に引用されている古い年号の JIS は、水用安全弁以外にも多数あるため、経済産業省に対して最新の JIS を火技解釈に取り入れて欲しいとの活動も並行して行っている。その活動において、最新の規格の方が安全に関して維持又は向上していると考えられることも併せて言及していければと考えている。

C1：杓子定規に今までの火技解釈と齟齬が生じるため、最新の JIS を取り入れないのでなくて、今後は安全性に関して、その時代の最高の技術を規格に取り入れる方向で進めて欲しいと考える。

Q2：P8、本規格において、内規の改正等の反映を行ったとの説明があったが、具体的にはどのように変わったのか。

A2：本規格で取り入れている法令等は、最新の内容を反映している。ご質問の内規は、2017 年の 3 月 23 日付「火力設備における電気事業法施行規則第 94 条の 2 第 1 号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例および申請方法等について」から、2023 年 3 月 10 日付で「火力設備における電気事業法施行規則第 94 条の 2 第 2 号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例および申請方法等について」に変更となった。これに合わせ、引用箇所を新しい内容に見直している。

Q3：内規の改定は、改定内容をそのまま発電用ボイラー規程に引用すると解釈すれば良いのか。それとも、内規のうち発電用ボイラー規程に係る箇所についてのみを引用し、特段問題がないということを意味するのか。

A3：内規の名称が変わったため、改定内容をそのまま発電用ボイラー規程に引用している。具体的には、寿命評価式等を変更する内容であり、引用しても特段問題はない。

Q4：今回の４．評価案件（８）に関する内容かも知れないため、ここでの質問にはそぐわないかも知れないが、定期自主検査に関する内規の改正では、溶接部の余寿命診断の検査方法や診断方法が変更となった等の説明があった。また、自主検査については、法令ではなく、あくまで自主的に検査を行う方法に変更となった旨の説明があった。誤解しているかも知れないが、共通点があるとすればどういうことか。

A4：P210～の「2.3 各手法における余寿命診断の方法」に関連する質問であるのか。今回の４．評価案件（８）と同様の図が P210 の新旧比較表にあり、P212 においては、８．電気抵抗法と ９．超音波法があるため、これらの関係がどうなっているのかという趣旨か。おそらく、設定に苦勞をして困っていると思われる。

Q5：定期自主検査に関する内規の改正の趣旨は理解しているが、自主点検との関係が分からなかったため確認したい。具体的には、定期検査で実施するのか、それとも自主検査として事業者が決めて実施するのかといった意味である。

A5：P206、「1.5 寿命評価」において、寿命評価に関する記述がある。「火力設備における電気事業法施行規則第 94 条の 2 第 2 号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例および申請方法等について」では、寿命評価を行った上で、従来からの定期自主検査を実施する期間を変更する、いわゆる寿命が残っていれば検査時期を遅らすことができるとするものである。内規の計算式等について、本規格に掲載している。

また、P208 の「2.1 余寿命診断」についても内規から引用している。今回の４．評価案件（８）が正式に承認され、国の基準への改正要請を行った後に、国の基準に反映された場合は、本規格の P208 以降で内規から引用している箇所が改定となる。

さらに、P214 の「2.5 高クロム鋼に対する寿命評価式について」も内規を引用しているため、内規が改正されればこちらも併せて改定される。

5-17. 非常調速装置の使用前自主検査方法の改正要請について（火力専門部会）

（審議）

火力専門部会より、資料No.9-1 に基づき、非常調速装置の使用前自主検査方法の改正要請について説明があった。

また、国へ要請を行うため、事務局より国への要請文案（資料No.9-2）及び要請書に添付する適合性確認（案）（資料No.9-3）について説明があった。

なお、本件の審議にあたり、矢代委員は、火力専門部会の委員として参加しているため（資料No.9-1、5 ページ）、本件の議決には参加できない旨、事務局より併せて説明があった。

審議の結果、矢代委員を除く出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

Q1：資料No.9-1、1点確認がある。現在の検査方法において、電気式の場合は、非常調速装置を停止してきちんと確認できるのが良く理解できた。健全性が調べられるのは、検出器が健全であるのが前提にあり、その状態で模擬信号により確認できるというものである。使自解釈の文章としては分かるが、検出器が健全であるということを使自解釈とは別のもの（例えば民間認証のQ&A等）に記載してはどうか。仕様書や校正記録をきちんと確認することは理解しているが、使自解釈の文章にその旨を明記しなくて大丈夫であるのか。あまり細かく記載すると、使自解釈が複雑になるかも知れないが、最初の部分に検出器の健全性について、何らかの記載があっても良いと考える。また、確度が十分であるということについて、民間認証のQ&A等に記載してはどうか。

以上のことについて、火力専門部会で確認は行ったか。

A1：火力専門部会においては、検出器が健全であること、仕様書や校正記録をきちんと確認することについて、更に補足説明が必要であるとか、使自解釈をもう少し詳細に記載した方が良いのではないかといった議論は特になかった。使自解釈をもう少し詳細に記載した方が良いとも考えるが、詳細に記載すると性能規定ではなく仕様規定になってしまうため、ご指摘の内容を追記しないこととした。

また、火力原子力発電技術協会が発行する電気事業法令の質疑応答集に、検出器が健全であること、仕様書や校正記録をきちんと確認することを記載すると共に、発電事業者あるいはメーカーの関係者の共通理解を図ることも併せて記載する。なお、記載内容の原案は、P17（スライド20）にある。原案は、火原協発行書籍に掲載するものであるが、その原稿作成にあたり、検査を安全に実施するため、あるいはその要求事項を満足するための事項を整理し、内容を充実させたいと考える。

C1：安全に関わることであるため、使用前の試験において不安とならない様、万全に努めて頂きたい。

Q2：資料No.9-1、P17（スライド19）、使自解釈の現行と見直し案を比較すると、「回転」を「回転速度」、「回転数」を「回転速度」に変更するのは、表現を分かり易くしたり、用語を統一したりするものであると理解した。一方で、「調速機」については、変更せずに「調速機」のままとしている箇所と「調速装置」に変更する箇所の両方がある。「調速機」と「調速装置」を丁寧に使い分けていると思うため、用語の定義について確認したい。

また、用語の使い分けは、上位にあるその他の規程類でも行われたかは分からないが、原子力や水力の分野と比較した場合、用語の使い方に相違があるのかどうかについて教えて欲しい。

A2：火力専門部会において、非常調速装置の検討をするにあたり、各種の法令や内規だけでなく、関連するメーカーや規制に関係する部分までも、多方面にわたり調

べていた。ただ、全てを審議資料に記載した場合、総花的なってしまうと趣旨が分からなくなるため、含めていない。火力専門部会で調査した内容は、経済産業省との相談用資料として別に作成した。

非常調速装置、非常調速機、非常停止装置の用語は、電気事業法およびその関連する規定で使用している。確認したところ、水力設備と風力設備は用語が統一されていたが、火力設備は統一されていなかった。

用語が統一されていないと、現場において誤操作や契約上のトラブルなどが危惧されることから、これらを防止するために電気事業法の内規の用語統一を提案するべく、事前に電力安全課へ説明を行った。

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、または電気事業法施行規則や定期自主検査の解釈において、火力だけでなく、水力や風力も非常調速装置の用語がある。具体的には、水力では、機械的な非常調速機として用語が統一されており、風力では、システムティックな非常調速装置として用語が統一されている。一方で、火力においては、非常調速装置、非常調速機、非常停止装置の用語が混在をしている。審議資料では、非常調速装置や調速装置の用語を使用しているが、電気事業法施行規則では、調速機の用語を使用している。

火力においては、非常調速機試験や非常調速機の用語を使用しているが、ガスタービンにおいては、非常調速装置の用語を使用していることが分かった。そのため、火力の用語の混在に対して、今回用語の統一を提案した。

定期自主検査の解釈では、蒸気タービンは非常停止装置、火力ガスタービンは非常調速装置となっている。非常調速装置は、非常時の停止に関わる装置であるため、蒸気タービンと用語を統一して非常停止装置とした方が良いと考える。また、非常調速機は、回転検出器から検出回路までのシステムティックな試験を指すため、非常調速装置とするのが良いのではないかと考えている。なお、先程説明を行った通り、この試験は機械式の非常調速機を念頭に置いた規定のため、用語を非常調速機としたと思われる。

使用前自主検査の解釈においては、非常調速装置試験は非常調速装置試験に変更した方が良いと考える。また、回転数は回転速度に変更した方が良いと考える。この理由は、ISO や JIS では回転速度となっており、更に発電用火力設備に関する技術基準を定める省令では、一貫して回転速度となっているからである。

また、同時に定期自主検査の解釈についても、非常調速装置試験を非常調速装置試験に、回転数は回転速度にそれぞれ変更することを提案している。

以上の考えに基づき、資料No.9-1、P17（スライド 19）に記載の通り、使用前自主検査の解釈の見直し案を作成した。この見直し案については、事前に電力安全課に説明を行っている。

C2：あえて非常調速機の使用を残し、非常調速機よりシステムティックなものを非常調速装置として用語を統一したことを理解した。また、他の箇所についてもしっかり調べていることを承知した。

Q3：念のため確認したい。電気式非常調速装置というのは、全く新しいものではないが、今まで使用前検査や使用前自主検査では認められてなかったため今回は認めてもらいたいと考えている。電気式非常調速装置は、定期検査や定期自主検査において十分な使用実績があるのか。

A3：資料No.9-1、P21（スライド 27）、今回の提案は、インターロック試験や導通チェックなどの試験を集約することで、非常調速装置試験の代替とするものであるため、一気通貫試験としていない。

従来の試験方法と異なることから、一気通貫試験を行わなくても非常調速装置は確実に動作することを整理した。具体的には、非常時に非常調速装置が確実に動作することの確認のため、回転検出器や検出回路などの構成機器を数百にも及ぶ導通チェック試験や個別検査を実施して正常動作を確認した。詳細な説明は、P10（スライド 6）～P13（スライド 12）に記載している。ターニング時の回転検出確認とは、P11（スライド 8）に記載の通り、蒸気タービンやガスタービンが 1 分間に 2 ～3 回転の回転速度で動作中に回転検出器の健全性を確認するものである。そして、インターロック試験で一連の動作を確認する（P13（スライド 11））。

それから、代表要素を入力し、検知、作動、トリップリレー、弁閉止までの一気通貫試験で動作を確認する（P12（スライド 9））。

発電設備の保安については、例えば軸振動が大きくなった場合や、復水器の真空が低下した場合に発電設備を守るための保安設備がある。

P12（スライド 9）の図に記載の通り、①検出器、②検出器、③トリップリレーの順に常に信号を伝達し、弁を閉止したり、タービンをトリップさせて安全停止させたりするものである。代表要素である、軸振動計または復水器真空圧力計のいずれか選択し、一気通貫試験を実施している。

これらの記録は、データで保管しており、常に確認が可能となっている。なお、運転開始後も定期的に非常調速装置の作動試験を行い、正常に動作することを確認している。（P21（スライド 27））。これは、各電力会社や発電事業者などの保安規程に規定されており、定期的に保安装置を確認している。

以上により、使用前自主検査において一気通貫試験を行わなくとも、非常時には確実に非常調速装置が動作する。

また、電気式非常調速装置において、この検査方法は、定期自主検査において一般的な方法であり、十分な実績がある。

5-18. 外部への公告案について（審議）

事務局より、資料No.10 に基づき、本日審議した評価案件の外部公告案について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

5-19. 「発電用火設備規格基本規定」の改定及び火技省令への適合性についての審議取り下げについて（発電用設備規格委員会）（報告）

発電用設備規格委員会より、資料No.11-1～11-2に基づき、（第131回）JESCで審議を行った、「発電用火設備規格基本規定」の改定及び火技省令への適合性についての審議取り下げについて報告があった。

5-20. 前回（第131回）JESCで承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果（報告）

事務局より、資料No.12-1～12-2に基づき、前回（第131回）JESCで承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果について報告があった。

なお、外部公告においてコメントがあったため、コメント及び回答案をまとめた資料も配付した。

5-21. 国へ要請した案件の状況について（審議）

事務局より、資料No.13-1に基づき、国へ要請した案件の状況について報告があった。

その後、配電専門部会より、資料No.13-2に基づき、国へ要請した案件のうちの下記の(1)～(4)の4件について、要請書を一旦取り下げることの説明があった。

また、事務局より、資料No.13-7に基づき、国へ要請した案件のうちの下記の(5)について、要請書を一旦取り下げることの説明があった。

さらに、国へ依頼を行うため、事務局より国への依頼文案（資料No.13-3～13-6及び13-8）について説明があった。

【要請書の一旦取り下げ】 ※下記のNo.は、資料No.13-2に記載の番号を表す

- (1) No.17-1 平成18年3月15日付 日電規委17第052号 JESC E2005(2005)「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」の電気設備の技術基準の解釈第97条【低圧引込線の施設】への引用のお願い
- (2) No.17-3 平成18年3月15日付 日電規委17第054号 JESC E2015(2005)「低圧又は高圧の地中電線と地中弱電流電線等との地中箱内における離隔距離」の電気設備の技術基準の解釈第139条【地中電線と地中弱電流電線等又は管との接近又は交さ】への引用のお願い
- (3) No.17-4 平成18年3月15日付 日電規委17第055号 電気設備の技術基準の解釈第152条【臨時電線路の施設】に係わる改正のお願い
- (4) No.18-3 平成18年12月4日付 日電規委18第035号 電気設備の技術基準の解釈第88条の改正要請の提出について
- (5) No.2-2 令和3年7月20日付 日電規委2021第0009号 電気設備の技術基準の解釈の改正及びJESC規格との関連付けに関する要請

(要請した 3 規格のうち、JESC E2006(2021)「低高圧架空引込線と植物との離隔距離」の 1 規格のみが対象)

審議の結果、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

(質問：Q、回答：A)

Q1：国への要請を取り下げるもののうち、一部は今回の 4. 評価案件（2）及び（3）と関連していると思われる。過去に提出した国への要請書が現時点も電技解釈に反映されていないため、要請書を一旦取り下げというのが良く分からなかった。JESC において、要請書の取り下げに関する基準等は規定されているのか。新規に要請書を提出したものについては、「国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧」のリストに追加して、委員会で配布する決まりになっていると思われる。そのため、要請書の取り下げについても基準等を決めておけば、JESC で検討しなくても良いと考えるが、どうであるか。

A1：現時点では、要請書取り下げについて基準として明文化されたものはない。

今回の国への要請書取り下げの一部は、配電専門部会からも説明があった通り、国へ提出した要請書が電技解釈に反映されるのに時間が掛かっているもので、原因の 1 つとしては、関係する経済産業省と総務省、及び電気事業者と通信事業者の調整が難しい状況にあったことである。そのため、そういった状況を現時点でもう一度白地で考えて、必要があるものについては再度やり直すこととした。配電専門部会で検討した結果、JESC E2005 については、関係する経済産業省と総務省、及び電気事業者と通信事業者の調整がつく見通しが立ったため、現状に合わせた形に変更し、再度国へ要請書を提出することとなった。

この状況を考慮し、判断基準としては、国へ要請書を提出し、時間が経過しても国の基準に取り入れられないままで、現時点においても調整が非常に厳しいものは、一旦取り下げを行って必要性について再検討するとしてはどうかと考えている。

Q2：今の説明は理解した。今後、JESC の基準等に国への要請書の取り下げを追記し、JESC で検討せずに自動的に行うようにするという考えはあるのか。

A2-1：委員会配付資料の「国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧」において、対応状況をフォローしているところである。過去に国へ提出した要請案件の事例を積み上げていき、具体化できるものについては、基準に反映するのも一案だと考えている。対応状況をフォローしていきながら 検討していきたい。

A2-2：国へ要請を行う対象は、電技解釈、火技解釈、水技解釈等である。電技解釈はおよそ毎年改正されているものの、水技解釈は 5 年に 1 度程度の改正となっている。そのため、個人的な見解になるかも知れないが、JESC の判断基準として、国への要請書を提出してから経過した期間を一律に規定するのは難しいのではないかと考える。

6. その他（報告）

6-1 次回の委員会開催日時

事務局より、次回の第 133 回委員会は、令和 8 年 8 月 28 日（金）13:30 から開催する予定であるとの説明があった。

以上